

令和7年度
印旛沼二期農業水利事業
埜原支線用水路工事（第6号支線その2）

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総則

印旛沼二期農業水利事業 埼原支線用水路工事（第6号支線その2）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は国営印旛沼二期土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための管水路を建設するものである。

2. 工事場所

千葉県印西市中根地内

3. 工事概要

本工事は、埼原第6号支線用水路工事で、その概要是次のとおりである。

施工延長 L=190.102m (SL=190.165m)

施工始点 測点R3-6N0.0+ 4.811

施工終点 測点R3-6N0.3+44.913

内訳

管水路工 L=190.102m (SL=190.165m)

下水道推進工法用レジンコンクリート管 RS型 ϕ 300mm L=158.937m (SL=159.000m)

硬質ポリ塩化ビニル管 VU ϕ 300mm L= 8.743m (SL= 8.743m)

VP ϕ 300mm L=22.422m (SL=22.422m)

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概略数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

周辺では営農が行われているため、非かんがい期となる令和7年10月1日以降でなければ工事着手できない。

2. 作業時間の制限

現場への資機材の搬入・搬出については、8時30分から17時までの間に行うものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となつた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から翌日の午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となつた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別途監督職員より通知する。

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2. 隣接地に対する措置

(1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないように配慮しなければならない。

(2) 本工事周辺部の既設構造物や農地については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について、監督職員と協議しなければならない。

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

3) 騒音、振動基準は印西市環境保全条例施行規則に準ずるものとし、敷地境界地点において、騒音基準値を85dB、振動基準値を75dB未満とする。

なお、これを超える場合もしくは住宅等に影響を与える恐れがある場合は、作業を中止し、監督職員と協議するものとする。

4) 工事による隣接住宅への影響を把握するため、騒音・振動調査を行うものとする。調査は次の内容により行うこととしているが、詳細については監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

①測定方法

ア. 騒音、振動の状況を代表すると認められる1日について、1側線あたり3点測定する。

イ. 観測は午前9時から午後5時までに概ね1時間に1回（10分）の割合で測定する。

ウ. 気象条件（天候、気温、風向、風力）を記載する。

5) 騒音、振動への配慮として作業時間は午前9時から午後5時までとする。なお、工事実施にあたっては、監督職員と協議のうえ施工しなければならない。

6) 騒音、振動調査の位置、時期については監督職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし。設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員	延べ 人數	編成	昼夜別	交替要員 の有無
市道210笹山・大久保線から市道中根1002号線への進入部	1名/箇所/日	90日	1名	昼間	無
市道中根1002号線から仮設ヤードへの出入口	1名/箇所/日	90日	1名	昼間	無
市道105下池・三度山線から市道210笹山・大久保線への進入路	1名/箇所/日	90日	1名	昼間	無
市道105下池・三度山線から市道中根1212号線への進入路	1名/箇所/日	70日	1名	昼間	無
市道中根1212号線から仮設ヤードへの出入り口	1名/箇所/日	70日	1名	昼間	無

(3) 交通対策

本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

- 1) 市道等の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 2) 印西市道中根1212号線及び中根1002号線を車両のみ全面通行止めとし、歩行者及び自転車の通行は確保することとする。通行止めを行う区間については、通行止め看板・迂回路看板・バリケード等を設置し十分な安全対策を行うものとする。なお、詳細な設置位置については監督職員の承認を得るものとする。

(4) 安全対策

夜間及び休業日において開口部を残す場合は、照明設備や覆工ネット等により転落防止措置を図るものとする。

4. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

本工事で指定した仮設工を代替え施工する場合は、施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

これにより、指定した仮設工の工法及び作業量を変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 工事用道路等

(1) 現場搬入路

施工箇所への現場搬入路は、105下池・三度山線、210笹山・大久保線、中根1002号線及び中根1212号を利用することとしている。施工期間中、一般の通行に支障をきたさないよう受注

者の責任において維持管理を行わなければならない。なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。

また、大型車の進入はできない。

(2) 工事用道路

受注者は、図面に基づき、作業ヤードを施工しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

3. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。搬出土の土質について、佐倉ふるさと広場に搬出する建設発生土は締固めた土のコーン指數試験及び「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の別表第一に基づく土質試験を行い報告するものとする。

なお、試料の採取方法と頻度については監督職員の指示によるものとする。

名称	搬出先	搬出時期	搬出量	摘要	備考
吉高土置場	千葉県印西市萩原干拓地内	令和7年10月～ 令和8年2月	51m ³ (概数)	放土 整地	推進工 排土
佐倉ふるさと 広場	千葉県佐倉市角来地内	令和7年10月～ 令和8年2月	33m ³	放土 整地	掘削土

(2) 建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打合せにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。

4. 鋼矢板土留工

図面に基づき施工するものとし、周囲の地盤のゆるみ又は沈下等に十分注意するものとする。なお鋼矢板の打設工法は油圧圧入工法、引抜き工法は油圧引抜き工法で考えている。

鋼矢板土留め施工時に転石等現場状況により工法等の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事実施上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。

2. 着手前現地状況等の測定記録

下記について着手前に現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

(1) 基盤・表土面標高（施工前・施工後）

(2) 既設施設等（既設用排水管、排水側溝等）の位置

3. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、必要に応じて境界控え杭を 設置するものとする。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者及び発注者の確認を受けなければならない。

4. 工事用地

工事用地の借地期間は、令和7年10月1日～令和8年3月31日としている。

5. 電柱移設

工事の実施に支障となる架空線については、発注者側で施設所有者と協議し、移設する予定である。なお、工事の実施上やむを得ない場合は、受注者の責任において電柱の移設等を実施するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 管材

- 1) 下水道用推進工法用レジンコンクリート管 JSWAS RS型 ϕ 300
- 2) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) VP、VU ϕ 300
JIS K 6743 (硬質ポリ塩化ビニル管継手) RR継手
- 3) 低压用鋼製伸縮可とう管 偏芯量200mm ϕ 300
- 4) 鋼製異種管継手 SP300A×レジンコンクリート推進管 (RS型) ϕ 300

(2) 舗装材 再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。

(3) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
無筋コンクリート (均しコンクリート 及び一般構造物)	18	8	20or25	65以下	BB	立坑基礎 防護コンクリート

(4) 碎石類

- 構造物基礎 再生クラッシャランRC-40
舗装用骨材 粒度調整碎石M-30 JIS A 5001
下層路盤材 再生クラッシャランRC-40
管基礎材等 山砂 SF材相当品

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(6) 薬液注入材

注入材料は、水ガラス系の溶液型とし、劇物及びフッ素化合物を含まないものに限る。

2. 見本又は資料の提出

(1) 主要材料及び下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料について監督職員が提出を指示することがある。

材 料 名	提 出 物
下水道用推進工法用レジンコンクリート管	試験成績書、製作承認図又はカタログ
硬質ポリ塩化ビニル管	試験成績書、製作承認図又はカタログ
硬質ポリ塩化ビニル管継手	試験成績書、製作承認図又はカタログ
鋼製伸縮可とう管	製作図、試験成績書
鋼製異種管継手	製作図、試験成績書
レディーミクストコンクリート	配合報告書
土木安定シート	カタログ、試験成績書
山砂	試験成績書
碎石類	試験成績書
埋設表示テープ	カタログ
アスファルト混合物	試験成績書又は認定書

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	RC-40	印旛沼地区
土砂	SF材相当品	成田地区
仮設材（敷鉄板）	L6000×W1500	千葉県佐倉市
仮設材（鋼矢板）	II型	埼玉県北本市
仮設材（鋼矢板）	III型	千葉県成田市

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
掘削	床付状況、基準高さ	初期床付完了時		
	地質状況	地質変化時		
碎石基礎 均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	構造物毎に1箇所		
土木シート	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
敷鉄板	延長、幅、厚さ	設置完了時点で1箇所		
推進工	基準高、 中心線のズレ、たわみ	初期施工段階で1箇所		
滑材注入	使用材料、滑材注入量	初期施工段階で1箇所		
薬液注入	削孔間隔、削孔角度、 削孔深度、使用材料、 注入速度、注入圧力	初期施工段階で1箇所		
路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所		
表層工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所		
管水路基礎 (砂基礎)	高さ、幅	初期施工段階で1箇所 以降管種変更毎に1箇所		
管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	基準高、埋設深、 中心線のズレ	初期施工段階で1箇所		

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することができないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

(4) 既設構造物に対する処置

本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。

(5) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は次に示す再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	表層
再生クラッシャラン	RC-40	路盤

なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する。

3. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

産業廃棄物区分	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
アスファルト塊	前田道路（株） 総武合材工場	千葉県船橋市小野田町15 14-1他	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者

産業廃棄物区分	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	(株) 小嶋建材 小嶋リサイクルセンター	茨城県稻敷郡河内町長竿 字荒地5934-1	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者
廃シート	(株) 共栄サービス	千葉県野田市上三ヶ尾 金剛寺268-2	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者
汚泥 (舗装切断排水)	千葉丸辰道路(株) 八千代工場	千葉県八千代市吉橋字 内野1075-9	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 種	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土 工

(1) 掘削及び床堀

1) 表土剥ぎ

本工事では、耕地の表土剥ぎは行わない計画としている。

2) 掘削及び床堀

①掘削土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土受入地に搬出しなければならない。

②過堀となった部分は、基礎材相当品以上で埋戻さなければならない。一層の仕上がり厚さが30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級又はタンパ60～100kg級により、締固め度85%以上となるよう十分に締固めるものとする。

③掘削及び床堀に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

④法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められるときは、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

1) 埋戻材

本工事の埋戻し土は、現場発生土を利用することを想定している。

なお、事前に下記による試験を土質毎に行い、監督職員に試験結果を報告するものとする。

試験結果により現地発生土を埋戻に使用することが不適当と判断される場合は監督職員と協議するものとする。

試験項目

- | | | |
|---------------|------|------|
| ①土粒子の密度試験 | 1 試料 | 2 箇所 |
| ②土の粒度試験 | 1 試料 | |
| ③土の締固試験 | 1 試料 | |
| ④現場密度試験（砂置換法） | 3 箇所 | |

⑤土の含水量試験

3 試料

2) 締固め方法

- ①管頂上60cmまで及び構造物より50cmまでの埋戻は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるよう管の左右均等に人力でまき出し、管や構造物に損傷を与えないよう1.1t以下（管頂30cmまでは振動コンパクタ又はタンパ）の機械により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。なお、機械による締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。
- ②管頂上60cm以上及び構造物より50cm以上の埋戻は、前項と同様のまき出しとし、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。なお、機械による転圧ができるない箇所については、前記①のなお書きによるものとする。

6. 推進工

(1) 推進工

- 1) 測点6N0.0+12.371～6N0.3+22.308の区間の施工は、下表の推進工法により行うものとする。

なお、受注者は推進工事に先立ち、詳細な施工計画書を作成して、監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

工 法	中押し段数	最小曲線半径	備 考
泥土式一工程式	—	—	小口径管高耐荷力

- 2) 推進工法選定にあたり考慮した土質及び土質柱状図は、下記のとおりである。

なお、立坑掘削時において著しく土質の変更が確認された場合、監督職員と協議を行い、必要があると認められるときは、工法変更を行うものとする。

工 区	土質柱状図番号	土 質
中根鳥見神社横断工	Br. 1	砂質土 最大N値45

- 3) 推進機は、次の各号に留意したものでなければならない。

- ①現地の土質に最も適した構造で地山をゆるめない安全確実に掘削が可能であること。
- ②カッター機能は掘削能力に優れ、十分な掘削力を有するものであること。
- ③隔壁は、外圧（水圧及び土圧）に対して十分耐える構造であること。
- ④運転操作方式は、遠隔操作型とする。

(2) 仮設備

- 1) 推進工の支圧壁における最大推定抵抗値は、633kNと見込んでいる。

また、支圧壁の全面は推力が均等に伝わるよう、推進方向に直角でなければならない。

- 2) 立坑等は図面に示すとおりとし、仮設備の撤去は図面のとおりのものとする。ただし、撤去が困難な場合においては監督職員と協議するものとする。

(3) 推進作業

- 1) 泥土方式推進工法に当たっては、切羽の水圧、送泥水量、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。

- 2) 初期発進時における推進機の操作は十分に試運転を行い、慎重に施工しなければならない。

- 3) 推進に伴い、次の項目について測定・観測を実施し、日報を監督職員に提出しなければならない。

①推進管の方向、勾配、日進量の測定

②道路、近接構造物の水準測量

- ③ジャッキ圧の測定
- ④支圧壁、土留壁の状況
- ⑤土質状況の変化
- ⑥推進管の状況
- ⑦掘削土量
- ⑧滑材の配合及び注入量

- 4) 推進はジャッキ圧力を推進管に均等に伝達するように地山の土質に応じて必要なジャッキを適正に作動させ、切羽等の安定を図りながら推進機が所定のルートを正確に進むようになければならない。
- 5) 推進中に推進力が急激に変化した場合は、作業を中断して原因を調べ、監督職員の指示に従わなければならない。
- 6) 異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合は、ただちに監督職員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。
- 7) 添加材の配合及び注入量は下表を標準とするが、配合及び注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

種目	添加材注入量	配合重量	使用数量
ベントナイト	0.203 (m ³ /m)	93.2 (kg/m ³)	18.49 (kg/m)
粘土	0.203 (m ³ /m)	55.9 (kg/m ³)	11.34 (kg/m)
滑材	0.203 (m ³ /m)	206.9 (L/m ³)	41.96 (L/m)
清水	0.203 (m ³ /m)	733.5 (L/m ³)	148.75 (L/m)

- 8) 滑材注入工は、テールボイドを保持し、推進抵抗値を低減させることを目的として管推進と同時に一次注入を施工しなければならない。
- 9) 建設汚泥の場外搬出は、8時～17時の間としなければならない。

(4) 薬液注入工

- 1) 薬液の配合は原則として標準配合とするが、施工前に配合設計を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。また、施工前に地下水位を測定するものとする。
- 2) 薬液の注入方法は、二重管ストレーナ（複相式）工法とし、注入材は瞬結性及び緩結性タイプの溶液型（砂質土に適用）及び懸濁型（粘性土に適用）の水ガラス系（無機系、中性）を使用し、その注入率は40.5%（砂質土）及び28.0%（粘性土）とする。
 - ①薬液のゲルタイムは瞬結性タイプでは5秒～20秒と考えている。
 - ②注入速度は、16L/分程度を原則とする。
 - ③注入管の引き抜きステップは、原則として50cmを超えない範囲とする。
なお、改良対象土量に対する間隙率は100%を見込んでいる。
- 3) 受注者は薬液注入周辺箇所の地下水及び公共用水域等の水質の汚濁の状況を監視しなければならない。採水地点及び採水回数は下記のとおりとする。
 - ①採水地点・・・・立坑毎に1箇所ずつ計2箇所
 - ②採水回数・・・・工事着手前 1回
工事中 每日1回以上
 - ③工事終了後・・・2週間を経過するまで毎日1回以上

7. 管体基礎工

(1) 砂基礎工

- 1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。
- 2) 基礎材は、山砂SF相当品でなければならない。

- 3) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが20cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。
なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。
- 4) 管外面を締固機械で直接打撃してはならない。また、締固め機械又は基礎材で管外面に損傷を与えないよう、十分、留意して施工しなければならない。
- 5) 管上10cmまでは異物を混入させないこと。

8. 管体工

(1) 硬質ポリ塩化ビニル管

施工に先立ち管割図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、管割図の作成にあたっては、構造物等の前後には短管を配置するものとし、継手はRR継手とする。

(2) 埋設表示テープ

本工事の施工範囲は浅埋設区間であり、埋設管の位置を表示するため、管センター上30cm位置に埋設表示テープ（w=150mm ダブル 黄色）を設置するものとする。

(3) 開口部保護

本工事における工事始点・終点部の管路が開口部となる場合には、土砂等の管内混入防止のための対策を行うものとする。なお、詳細な対策方法については別途監督職員と協議するものとし契約変更協議の対象とする。

9. 原形復旧

工事施工上必要な用地等の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 畑地部

土木安定シートの撤去は、土木安定シートの取り残し、基礎碎石、工事用道路材及び石礫等が耕土に混入しないよう人力にて撤去し、トラクター等で2回掛けの耕起を行うものとする。

なお、復旧の詳細については、監督職員と協議するものとする。

(2) 道路復旧

道路復旧については、図面及び下記に示す仕様で施工するものとする。

1) アスファルト舗装工

①路盤工

下層路盤は再生クラッシャラン（RC-40）、上層路盤は粒度調整碎石（M-30）を施工条件にあった機械により、均一に敷均し、締固めなければならない。

②表層工

ア. マーシャル試験に対する基準値は、舗装の構造に関する技術基準同解説書によるものとする。

イ. 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）126L/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着をはからなければならない。

ウ. 表層工は、再生加熱アスファルト混合物を施工条件に合った機械により均一に敷均し、締固めなければならない。

2) 既設鉢

舗装面に設置してある鉢（ピン）については、道路管理者が設置したもののみ舗装復旧後に復旧するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1－1－11に規定する1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

建設業法第15条第2号で定めている者のうち1級土木施工管理技士以外の者とする。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目と施工管理基準は下記によるものとする。

1) 工程管理

受注者は、工事期間中において施工工程と実施工工程を比較照査し、工期遅延が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに、対応策を速やかに監督職員に報告しなければならない。

2) 管接合

ゴム輪の点検

管接合後、ゴム輪がずれていないかチェックゲージ等で確認すること。確認結果は速やかに監督職員へ報告するものとし、完成検査時に報告内容を取りまとめた資料を提出するものとする。

3) 路盤の確認

舗装工の着手時に、既設舗装の舗装構成を確認し、監督職員へ報告すること。

4) 薬液注入工

①出来形管理基準

	規格値	頻度
削孔位置	±10cm以内	全削孔箇所
注入深度（削孔深度）	±10cm以内	全削孔箇所
削孔角度	±1度	全削孔箇所
薬液注入量	設計値以上	全量

②写真管理基準

工種・種別	撮影項目	撮影頻度	提出頻度	適用
着手前	全景	施工箇所毎		
薬液注入	使用機械	〃	完成時及び監督職員指示時点	
	注入材配合状況	1回/日		
	施工状況	1孔毎		

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記録する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
 - 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 破碎の必要な転石の出現があった場合。
3. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合。
4. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要が生じた場合。
5. 現場発生土が埋戻及び盛土材料に使用できない場合。
6. 現場発生土の状況により基礎工法の変更が必要となった場合。また、管の種類等を変更する必要が生じた場合。
7. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。

8. 道路の復旧方法で関係機関との協議により変更する場合。
9. 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合及び条件が著しく異なった場合。
10. 交通誘導警備員の変更が生じた場合。
11. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
12. 建設発生土受入れ地の位置及び処理方法に変更が生じた場合。
13. 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
14. 排水処理に伴い掘削する基床部断面を変更する必要が生じた場合。
15. 排水方法の変更が必要となった場合。
16. 沈下により耕地に補充土が必要となった場合。
17. 耕地復旧方法に変更が生じた場合。
18. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。
19. 水質調査が必要となった場合。
20. 異常出水により、適切な措置を講ずる必要が生じた場合。
21. 試掘調査結果により既設管の接続位置、構造及び復旧方法等に変更が生じた場合。
22. 耕地の表土剥ぎの必要が生じた場合。
23. 関係機関又は第三者との協議により変更が生じた場合。
24. 関連工事との調整により変更が生じた場合。
25. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
26. 設計諸元等条件変更に変更等が生じた場合。
27. 産業廃棄物処理の種類、数量等に変更が生じた場合。
28. 湧水の出現により排水処理等の対策が必要となった場合。
29. 仮設排水路が必要となった場合。
30. 排水処理に伴い、濁水処理工またはpH中和処理工が必要となった場合。
31. 既設構造物の発見により管水路の線形が変更となった場合。
32. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
33. 監督職員との協議により、管水路工の施工延長が変更となった場合。
34. 建設発生土の搬出計画に変更が生じた場合。
35. 現地精査した結果、仮資材の搬入に支障が生じた場合。
36. 監督職員との協議により、取水が必要になった場合。
37. その他精査により変更が生じた場合。
38. その他監督職員が必要と認めたもの。

第12章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間にについては、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

（1）主任技術者等の専任期間

- 1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- 2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者のあいだで書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を充分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の施行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基數等の詳細について監督職員と協議することとし、清算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの

費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盜難防止対策（警報機等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

7. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2

日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行つたと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に

週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14 地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	補正係数
	月単位
道路標識設置工（撤去・移設）	1.01
排水構造物工	1.02
構造物とりこわし工機械（人力）	1.02

8. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提示された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準には適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工清算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に掛かる費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終清算変更時点において、発注者が別に示す実績変更帶諸経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を記載することを要しない。
また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から226日間

(ただし、令和7年7月30日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から230日で工事を完了させること。

13. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30°C以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \text{※}$$

※ 補正係数：1.2

15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
関東農政局長
〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。